

第4回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録

日時 平成16年11月17日(水)
場所 KKRホテル札幌 3階鳳凰

1. 開 会

羽貝参事：ただいまから第4回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会を開催いたします。議事に入ります前に、事務局よりお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

多田主幹：それでは、本日お配りしております資料を確認させていただきたいと思います。

資料1として、第3回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録、資料2といたしまして、遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件(案)について、資料3-1といたしまして、実施条件を条例化するに当たっての基本的な考え方、資料3-2といたしまして、遺伝子組換え作物の栽培に関する条例(仮称)素案の考え方、資料4といたしまして、遺伝子組換え作物の栽培試験に係る仕組み(案)、参考資料として、遺伝子組換え作物の一般栽培に係る仕組みの考え方(案)以上でございます。不足している資料はございませんでしょうか。

羽貝参事：議事に入ります前に、今日もたくさん傍聴の方がいらっしゃってございますけれども、傍聴される方におかれましては、配付しております傍聴要領に記載してございます留意事項を守っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきまして松井座長をお願いいたします。

2. 議 事

松井座長：おはようございます。北海道大学の松井であります。

遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件(案)につきまして、6月1日の第1回目から種々紆余曲折がありながらも、3回の討論を重ねて本日に至りました。委員一人一人の意見の総意として予定の取りまとめが本日できますことを心から願っております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。議題は、遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件(案)についてでございますが、まず事務局より説明を受けたいと思います。

羽貝参事：これまで資料2のスタイルで議論を重ねてまいりましたので、資料2をベースに、それから図解しております資料4などを後ほどご参照いただきたいと思います。

まず、趣旨ですけれども、前回第3回の検討会で考え方を示したとおり、遺伝子組換え技術についての有用性、また、遺伝子組換え作物を屋外で栽培するに当たっての消費者、生産者等の懸念、不安を踏まえて、屋外で遺伝子組換え作物を栽培する場合についての交雑・混入が起こらない管理体制の下で行うための実施条件を定めるように整理をいたしました。2番目以降が具体的なその実施条件についての事項になってまいります。

2の実施条件の適用範囲ですけれども、実施条件の適用範囲につきましては、道内に所在する試験研究機関が研究ほ場で実施をする遺伝子組換え作物の試験と考えてございまして、試験研究機関につきましては道内にある支部、支所などの出先機関も含むこととさせていただきます。具体的には、アスタリスクの1、試験研究機関ということで、従前は上の3行の文章表現だけでしたけれども、具体的にこの実施条件を適用する試験研究機関というものを定めたいと考えてございます。

まず、両括弧1番目の、国、独立行政法人及び地方公共団体の試験研究機関です。それから2つ目として、北海道大学をはじめ、道内の大学、それから高等専門学校、我々調査したところによりますと、道内の高等専門学校、いわゆる高専の中でバイオテクノロジーを専攻する学科があるということで、大学及び高専につきましては学校教育法に基づいて、教育機関でありながらも研究もするという位置づけになってございますので、大学のみならず高専についても実施条件の適用にしたい、そういう規定にしておきたいと考えております。

3番目が、いわゆる民間、製薬会社などが該当するところになります。これにつきましては、試験研究を業務として実施する事業者であって、試験研究の施設ごとに、以下の片仮名のア、イ、ウ、この条件を全て満たすもの、こういったものをこの実施条件を適用する試験研究機関としたいと考えてございます。なお、この要件につきましては、条例本文ではなく、規則等の中できちんと定めたいと考えてございます。

まず要件の1番目ですけれども、人の要件として、アとイを考えてございます。研究員の件ですけれども、一つとして、専ら研究に従事する研究員が2名以上配置されていることです。専ら研究に従事するということから、平たく言いますと、農家の場合ですと専門研究員が2名以上配置をされているということです。2名という考え方につきましては、試験研究をきちんと最後まで遂行するためには、1名の場合、その研究員に事故があった場合等については、その試験研究の円滑な推進が危惧されますので、そのことを考慮いたしますと2名以上の配置、こういったものが必要ではないかと考えてございます。

2つ目のイは、研究員の方の質的な問題でございます。この研究員につきましては、学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校、先ほどの(2)に該当しますけれども、そういった教育機関において必要な課程を修めて卒業した者、また、これと同等以上の学力を有する者であって、なおかつ2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有する、こういった人間が2名以上配置されていることと考えてございます。

3つ目として、ウですけれども、施設的な要件として、遺伝子組換え作物の種子、それからその収穫物とそれ以外の種、収穫物とがきちんと分別管理できる施設を有する権原、みずから所有するか、そういった施設をきちんと契約に基づいて借りている、権原を有する者、そういった要件、この3つを満たすものを試験研究機関とする考えでございます。

それから、もう一つの研究ほ場についてですが、1ページ目の一番下段のアスタリスクに書いてありますように、研究ほ場としては、試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原、権原というのは要するに自ら所有する、あるいは使用貸借の権利を有する、法令用語ですけれども、そういった専ら占有する権利を持っているほ場ということでございまして、この中にはいわゆるビニールハウス、それからガラス室等の施設も含めるという考えでございます。

2ページ目以降が、こういった研究機関が屋外での試験栽培を計画した後の具体的な手続に関する事項を整理したところであります。

まず、3として実施条件ですけれども、(1)開放系栽培試験届出ということで、制度の仕組みとしては、前回私どもの方から示しましたように、届出制の下でこの仕組み全体を考えたいと思っております。ただ、届出制と申しましても、届出事項を行政庁内に届出をすればそれで済むというものではありません。以下、必要な調査審議を経て、最終的には、必要な場合、知事が届出のあった試験計画に対して指導ができるという仕組みにさせていただきます。もう少し詳しく説明したいと思いますけれども、流れもございまして、配付資料の4番目と両方を見ながら説明をさせていただきます。

まず、当然ですけれども、開放系の栽培試験を行おうとする試験研究機関については、あらかじめその試験ごとに必要な事項を知事に届け出なければならぬと、届出制のことを謳ってございます。

以下、手順に入りますけれども、開放系栽培試験の届出をしようとする試験研究機関は、あらかじめ、届出をする前に周辺地域住民等を対象に説明会をして、そういった方々に情報を提供するということです。

次に、その後、試験研究機関から知事に試験計画の届出があるわけですけれども、知事は、開放系栽培試験の届出があった場合、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置につきまして、食の安全・安心委員会、仮称ですけれども、意見を聴かなければならないと規定してございます。

知事が意見を聴く食の安全・安心委員会につきましては、その下の点線で囲ってございますけれども、食の安全・安心条例、これも検討してございますけれども、この条例の中で遺伝子組換え作物の屋外での栽培についての措置について規定することにしております。食の安全・安心委員会は食の安全・安心確保に関する重要事項の調査審議を行う組織ですけれども、この重要な調査事項の一つとして届出のあった栽培試験についての調査審議をする、こういう位置づけを考えてございます。

食の安全・安心委員会につきましては、そういった重要な調査事項について、構成メンバーといたしまして、消費者、生産者、それから食品関連事業者、研究者、学識経験者など15名以内で構成をしたいと考えてございます。

さらに、食の安全・安心委員会（仮称）の部分ですけれども、その中に専門委員会を設置をいたしまして、食の安全・安心委員会は専門委員会に交雑・混入防止の措置について、科学的見地からの調査審議を委託するという考えでございまして、この専門委員会につきましては、研究者の方だけで構成をする組織、食の安全・安心委員会の内部の組織として、こういった専門の委員会を規定したいと考えてございます。

専門委員会は、届出のありました屋外での栽培試験について、交雑・混入防止の措置が十分かどうか、科学的見地から調査審議をいたします。その結果を食の安全・安心委員会の方に報告をするということです。食の安全・安心委員会は、専門委員会の報告の結果を踏まえて、届出のありました開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について調査審議をして、その結果を知事に意見を提出するというところでございます。

3ページ目、キとして、その報告を受けた知事は、食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、必要に応じまして、届出のあった試験研究機関に対して試験内容の変更などを指示、命令することができることとしたいと考えております。

また、届出をした後、内容の変更等がある場合につきましては、その試験研究機関はあらかじめ必要な事項を知事に届出をしてもらおうと、このように考えてございます。

次に、届出をして開放系試験を実施する試験研究機関の遵守の事項ですけれども、これにつきましては、基本的に、今年の3月に農林水産省技術会議が、所管をいたします独立行政法人の指針として、屋外での遺伝子栽培についての栽培実験指針を策定されておりますけれども、この内容に準じた次の事項を守っていただくこととしてございます。

一つとして、試験研究施設に開放系試験を総括する明確な責任者を置くということ。それから、周辺一般作物との交雑を防止する、種子、収穫物との混入を防止する措置を講ずるということ。それから、開放系栽培試験が終わった後の遺伝子組換え作物の処理、それから収穫物の使用、それから搬出、運搬等に関する状況をきちんと記録をして保管をするということ。エとして、モニタリングを実施していただくということ、その結果を知事に報告するということです。オとして、試験の遂行の途中で周辺一般作物との交雑、混入のおそれがある、そういった事態が生じたときには、知事に報告をして、その指示に従ってもらおうということ。

それから、一般作物との交雑、混入など不測の事態が生じた場合には、直ちにその状況を知事に報告してもらおう、必要な措置を講じるということで、基本的には、今申し上げましたように、農林水産省が策定いたしました作物栽培実験指針に基づく規定です。ただ、道でこれを運用いたしますので、様々な事態が起こった場合の知事への報告等の部分をそれに加味したところでございます。

なお、参考として、届出をしていただく書類の中身ですけれども、これも第2回目のときにお示ししてございますけれども、こういった事項について記載をして道の方に届出をしてもらいたいと考えてございます。基本的には農林水産省の栽培実験指針項目に準じた内容となっております。

次に、資料3-1ですけれども、これは実施条件そのものではなくて、その実施条件を規定する条例のスタイルについて説明をさせていただきます。

これまで、屋外での試験栽培の実施条件につきましては、食の安全・安心条例の中の一部分としてこれを盛り込んでいくということで、ご説明をし、我々も検討を進めてまいりましたけれども、ただいまご説明申し上げましたように、遺伝子組換えの部分につきましては手続的なこともかなりボリュームが入ってくるということ等もあり、法制的な見地からも、この部分については、食の安全・安心条例の中では遺伝子組換え作物の栽培に関する基本的な事項を規定いたしまして、実施条件の手続的なところにつきましては、外に出して、単独の条例として整理をしたいと考えてございます。

従いまして、屋外での遺伝子組換え作物の栽培については、その根拠となる基本的事項の規定は食の安全・安心条例に移行いたしますけれども、具体的な手続を含めた内容につきましては、外の単独の個別の条例のスタイルで整理をしたいと、法制的な見地から検討をさせていただいております。

そういった考え方で現在条例素案の検討をしてございますけれども、その概要が資料3 - 2でございます。資料3 - 2は遺伝子組換え作物の個別条例の素案の考え方でございますけれども、この中には、今日ご検討いただきます試験栽培の部分と、それからそれ以外のいわゆる一般栽培についての屋外栽培に関する規定、この2つを含めた条例のスタイルを考えてございますけれども、今回お示ししているものは、試験栽培に関する部分を抜粋してございます。

目的、適用範囲、それから適用範囲の中の試験研究機関、あるいは研究ほ場の定義等は、先ほど資料2で述べたような内容でございます。以下、2ページ目の届出の手順、手続、それから遵守事項、義務事項ですけれども、これも先ほど資料2の中で説明したとおりでございます。

なお、2ページ目の最後に書いてございますけれども、無届けで屋外での試験栽培をした場合などに関しましては実効性のある担保措置が必要だろうということで、これにつきましては法制の部門と別途現在検討をしているところでございます。

最後ですけれども、あくまで参考ということで、試験研究機関の屋外での試験栽培以外につきましては、許可制の下で精査をするという方向で現在別途、検討を進めてございます。

資料の説明は、以上でございます。

松井座長：ありがとうございます。

それでは、これまで議論する際にベースとしてきた資料2、まず最初はこれの1ページ、1としての趣旨、2としての実施条件の適用範囲、これについてまずご意見をいただいて審議に入りたいと思います。ただ、大体は2回目、3回目で議論を重ねてきた内容だと思いますので、今までの議論に積み重ねる形でのご意見をお願いいたします。趣旨と実施条件の適用範囲であります。

石塚委員：趣旨ということなのですが、趣旨も含めて全般的なことですが、冒頭で座長は一人一人の総意に基づいて、今回こういう内容ができ上がったということをおっしゃったのですが、これは私は総意ではないと思うのです。少なくとも私の意見は反映されていないと思っています。

趣旨の中で言えば、前回私が主張したのは、今回の実施条件というのは基本的には規制をしていくということで、その規制の中身の趣旨の中で、積極的に促進していくという言葉が入ること自体はそぐわないのではないかとということを申し上げました。

それに対して座長の方から、資料1の議事録の冒頭で私が意見を言っているのですが、それに対しまして、8ページ目の一番下の方で、松井座長の発言ですけれども、「趣旨の中に遺伝子組換え技術はとして、理解を得ながら交雑や混入が起らない厳重な管理体制の下で行う、促進ではなくて行うという程度で、石塚委員のご意見を取り入れたいと思います」とおっしゃっているのですが、これは一体どうなってしまったのか。促進という言葉を入れないで、単純に、行うという言葉遣いで良いのではないかと、これが前回の議論で、一応それに対して反論もなかったのですから、まとまると認識していたのですが、今日出された資料では、むしろさらにそれがまた反対の方向に動いてしまっているのです。

冒頭で、遺伝子組換え技術は将来的に有用な技術となる可能性があり、試験研究については積極的に促進していくということで、これは規制ではなくて、まるで促進の実施条件に変化してしまったということで、前回の検討会での議論から今回に至るまで、どうしてこのようなことが起きてしまったのか。前回の第3回のときも、第2回から第3回にかけて議論が反映されていないと、私は認識しているのですが、今回も同じように前回の議論が反映されていない部分が余りにも多いのではないかと、少し不信感を抱いております。

松井座長：私も記憶しています。組換え作物を食べたい人の権利も守るということで、前回、ここですと言いますと趣旨の5行目の途中からです。開放系での栽培試験についてはと。最後の方の行で、促進するための実施条件を定める。それに関しては、ここは一応、行うという文には改まっているのですが、ただ、上段の3行目のところで、積極的に促進していくということで、ここに促進というところが残っているということかと思っておりますけれども、道の方から何かご説明、道全体のお考えというか立場というか、何かございますでしょうか。

東室長：趣旨のところの遺伝子組換え技術、この中の試験研究については、積極的に促進していくというのは、農政部ということではなくて、道庁全体の意思として、積極的に促進していくという道

庁の意思でございます。

ただし、一方で、ここにも書いてございますように、いろいろと消費者の方々、あるいは生産者の方々から不安がございますので、促進はしますけれども、試験研究に当たっては、一定の規制を行うということです。促進をしていくという前提で試験研究を行う際の一定の規制を行うという、これは以前からそういう趣旨であったと思います。

ただ、ここで、この実施条件なり条例が遺伝子組換え技術を促進するために行うとは、私としても読んでいくわけではないですし、この実施条件そのものも、促進するためにこの実施条件を作るということではないと書いてあると思います。

あくまでも道としては、遺伝子組換え技術の試験研究については積極的に促進していくという、こういう姿勢がありますのでここに書かせていただいたわけです。

松井座長：わかりました。一番最初、遺伝子組換えだけではなくて、これも含めたバイオ技術を大事に思っているというのが出てきて、2回目で消えた感じだったと思います。3回目で、スタート時において大事にする、促進するという言葉ではなかったかもしれませんが、そういう立場でスタートしたということで、また入れたというのは、ある意味では総意的なことかと思えます。

ただ、最初の3行では、道全体の立場で促進という言葉を使っているけれども、条例での気持ちとしては、第2段落のところの最後のところにある、管理体制の下で、促進ではなくて、行うとしたところが、石塚委員のご意見を取り入れたと思ってよろしいのでしょうか。

道の立場としても最初は促進という言葉であって、次で、前回協議したように、促進ではなくて行うとしたととったらいいかと思うのですけれども、もう一度道の方。

東室長：あくまでもこの実施条件というのは、交雑・混入が起こらない管理体制の下で試験研究を行っていただくための実施条件をどう作るかという場でございますので、遺伝子組換え技術に関して、これを積極的に進める進めないという問題は、この場で議論することではなかったのではないかと。この実施条件の中で促進するしないという議論はしていないわけですから。

ただ、道としては、道の新しい産業振興のために遺伝子組換え技術についての試験研究については、積極的に進めるという、促進していくという、これは一つの見解といたしますが、道の意思でございますので、これはこれで書かせていただいたということです。そういうものが一つあって、その中で既存の農業に対する影響とか、あるいは消費者の方々の不安にどう応えていくかというところを、この一方以下でお話ししてございまして、それを決めるのがこの実施条件であると理解していますので、座長のお話のとおりで良いのではないかと考えています。

そういう意味で、交雑や混入が起こらない管理体制の下で行うという、その行うところに、積極的に行うとか、消極的に行うというニュアンスは含めていない。あくまでもここはニュートラルなものと思っています。

松井座長：石塚委員。

石塚委員：後段で、交雑や混入が起こらない管理体制の下で行うという、この行うという言葉が積極的では、促進は入っていないと言いますけれども、これは日本語としては当たり前の話で、ここでは、管理体制の下で行うという言い方になるに決まっています。

私が問題にしているのは前段のところですが、当初、食の安全・安心条例というものを作ろうと始まった背景には、この趣旨で言えば、後段の部分が非常に懸念されることが多いと。だから原則規制していくという中で、ただし試験研究についてはどうするかというのを別途検討しようかということで始まっていたと、私は認識しています。

ですから、例えば、この趣旨の書き方ですけれども、この後段を頭に持ってきて、ただし書きとして、試験研究についての文言が入るのであれば、まだ分からなくもないのですけれども、こういう書き方ですと、まるで促進のための条例になってしまっているのではないかと感じます。

それと、私が問題にしたのは、検討会での議論、発言が反映されない。全くどこでどのようにしてしまったのかが見えない。委員の私から見えないということは、恐らく道民からも見えないと思うのですけれども、そういう見えない決められ方をしていくということについて、内容云々以前に、この検討会の在りようですけれども、それについて、私は非常な不信感を持っているということを申し

上げたわけです。

松井座長：まず西村委員からどうぞ。

西村委員：先ほどから議論されている上段3行のところ、私が思っているのは、これは前から言われているのであり、バイオテクノロジー、これは重要な技術であり、その中に遺伝子組換えの技術というのがあって、遺伝子組換えについて北海道でもいろいろ研究開発していくということは、これは道民の望みでもあると思います。遺伝子組換え技術を促進していくことが北海道産業経済の活性化にとっても重要であるし、これは国だけではなくて、世界的にそういう流れにあるということをもまずご理解いただきたいわけです。その中で、ここに書いてありますような遺伝子組換え技術をとりわけ試験研究として積極的に促進していくことは、道民の願いではないかと思うのです。

ただし、その中で問題になっているのは交雑・混入と言われているようないわゆる開放系における遺伝子組換え、これについては決してここでは積極的に云々と書いてあるのではなくて、それは慎重に取り扱わなければならないという文言が書いてあるわけです。

ですから、ある一定の規制の中で、試験研究機関がそういった研究を行っていくという形になっているので私は道からの提案内容で良いと思います。

松井座長：河道前委員どうぞ。

河道前委員：第1回目の最初の基本認識といいますが、道がこういう実施条件を検討するに当たっての視点というのがあるのですけれども、それを見ますと、試験研究機関が研究ほ場で行う開放系での栽培試験は、食品としての安全性審査が行われていない段階の作物も栽培されるので、消費者や生産者の道民の理解を得て、より慎重に進めることが必要というのが実施条件を検討するに当たっての視点ということで謳われているのです。

本当に全然問題がなければ、こういう栽培試験の実施条件等を何回も回を重ねて検討する必要もないわけですし、交雑や混入というのがアメリカやカナダその他において、実際起きているわけです。

私はこの下の部分も同時に話したかったですけれども、交雑や混入の影響が懸念されるというよりは、交雑や混入の可能性が大だと思うのです。そのために慎重に行わなければいけないというのが遺伝子組換え作物の栽培だと思うのですけれども、試験栽培の場合は、その目的が医薬品を作るのですとか、特別な機能性を持つとか、まだ世に出ていない作物を栽培するわけですから、一般栽培よりもより慎重に進めなければならないと思うのです。

上の3行に有用なことばかり書いてありますけれども、将来的に有用な技術となる可能性がある反面、まだ技術的にも問題がある部分もありますし、試験研究については慎重に進めていかなければいけないということが重要ではないかと私は思っています。

ですから、促進という言葉も、先ほどから出ましたように、全体の議事録で、行う程度でいいのではないかとことを座長がおっしゃっているので、それも含めまして、交雑・混入の影響が懸念されるというのではなくて、交雑や混入の可能性があり、現実に世界的にもそういう事実があるわけですから、そこをもう少し具体化して欲しいということと、促進というのは、慎重に進めるという方が適しているのではないかと思います。

松井座長：下館委員どうぞ。

下館委員：上の3行については、これは基本的な遺伝子組換えを含めたバイオテクノロジーに関する道としての基本的な考え方だと、私は思っています。これは今年の3月に制定されたガイドラインにも明確に整理されています。確かに今回、これで4回目でございますけれども、その途中経過の中では、この趣旨のところの文言については、促進とか云々とかという言葉が、若干変化しているということは、これは事実だと私もそれは認めます。ただ、一番最初のガイドラインのところの基本認識という中に、遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は北海道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要と考えているとここにはっきり明文化されています。

ですから、私が過去何回かのこの会議の中でお話をさせていただいたのは、3月の時点でこういう形で整理されているにもかかわらず、趣旨のところその整理が少し不足しているのではなからうかということで、私はその趣旨をここに入れるべきであると、これは議事録を見ていただいても結構だと思いますけれども、そういう形で整理をするようにと私は意見を出させていただきました。

そして今回、道の方で、あくまでもその当初からの考え方をそのまま文言で整理しております。

それともう一つ、一方からについては、これは手続の問題だと思うのです。こういう基本認識にありますと。しかしながら、一方というところで、こういう状況の中で次のような手続をいろいろ進めていかなければならないと。そういう形の整理だと私は思っております。

ですから、この上の3行については、今回初めて出たということではなくて、この3行の道の基本的姿勢は、今年のガイドラインから変化はしていないと私は認識しております。

松井座長：3行は道の立場ということなのですから、道の一人として、菊地委員から、何かコメントはいかがでございますか。

菊地委員：この件につきましては、先般十分論議したわけですが、私の理解としては、この部分は、道の行政としての立場であり、あるいは道の試験研究、特に組換え研究に携わっている研究者、あるいは工業界、こういった皆様方の気持ちも込められているのだろうと思います。

ただ、我々が今検討しているのは、あくまでも実施条件について詰めるということでございますので、この趣旨も、あくまでも実施条件を定めるに当たっての趣旨ではないかと理解しております。

それで、今回、個別条例の方でどういう趣旨が書かれるのか、今回示されておられませんのでわかりませんが、少なくとも前回の論議に即して言えば、遺伝子組換えが、例えば有用だとか有用ではないとか、その種の論議は、まず趣旨には入らないだろうということは、事務局からもお答えがありましたし、また、今回積極的に促進するために規制をするような、そういうことも恐らく個別条例の趣旨の中には書かれないのではないかと思います。あくまでもこの趣旨は今回の実施条件を作るに当たっての趣旨と、このように理解しております。

松井座長：大事なことですので、多くの人からご意見を求めたいと思うのですが、小砂委員。

小砂委員：今、西村委員や下館委員の方から説明ありましたが、私も同様に考えておりました、あくまでも組換え技術は、ある程度充実して、また、先の検討会でも申し上げましたが、消費者等の安全、安心といった面も考慮いたしまして、きちんとした技術確立を行っていただく。そういった面では、こういった遺伝子組換え技術の促進ということは、双方にとっても重要なポイントになるのではないかと思います。

内容につきましては、こういった条例のいろいろな規定の中で書かれておりますので、その中できちんとした交雑防止といった点を定めてあれば問題ないのではないかと私は思います。

松井座長：大熊委員。

大熊委員：確かにガイドラインの中では、遺伝子組換えをはじめとするバイオテクノロジーの推進というような文言が入っています。ですけれども、今回のこれは、バイオテクノロジー全般ではなくその中の遺伝子組換えの部分を取り出しての実施検討に関わる趣旨であると、先ほど菊地委員もおっしゃったように、そのことのみのお趣旨であると私は理解しています。

遺伝子組換えに対しては、道民から反対の意思が強いものであります。先ほど西村委員が、道民は遺伝子組換えの試験栽培というか研究を非常に願っているとおっしゃいましたが、それについても異論があります。その道民の反発感の強い遺伝子組換えを、道民意識とどう折り合いをつけるかということが問題であるがために、今回このような検討委員会が設けられたのだと思いますので、その趣旨と考えた場合、ここで、積極的に促進していくという言葉は非常にそぐわないのではないかと私は思います。

道民感情で反発が強いもの、しかも交雑・混入の危険と隣り合わせにあるもの、しかも試験研究であるからには、まだまだ承認のされていない、どんな分野のものが研究されるかわからないもの、未知なるものが研究されるわけですから、そこで慎重な上にも慎重にという姿勢で臨むのが本来の趣旨であると思います。ここで積極的に促進という言葉を入れるということは、私は趣旨に反していると思いますので、むしろ後段の方の部分が前面に出てくるべきではないかと思います。

松井座長：西埜委員からも何か一言いただければ。

西埜委員：私としましては、後段の部分、このところを、交雑・混入は絶対に起こらないというようなことをきちんとしてもらいたい。書き方としては、いろいろあるだろうと思いますが、積極的にというのは、少し気になっていました。どういう形が良いのかということもありますけれども、積極

的に促進ではなくて、促進くらいならまだ良いのだけれども、積極的にとなると、かなり積極的な書き方の感じがします。

松井座長：私としては、まだ全員に聞いたわけではありませんが、当然のようにここで全会一致でこの趣旨で良いとなるとは思いません。後から多少振り返って、トータルとして、いろいろなところで意見が不一致のところはあると思いますが、これだけに時間をとれませんので、記憶にとどめつつも、もう少し先に進めていただいて、またこの辺も考えてみたいと思います。

実施条件の適用範囲ということで、申し訳ありませんが、次にご質問いただきたいと思います。これも何回かに渡っての意見をそのまま積み上げられたものと思います。点線で囲った要件のところは新しく出てきたものですが、大学を出てから2年間でないとという、いろいろな教官、あるいは専門学校の教師の場合など良くあることなのですが、この辺に関して実施するような立場から佐藤委員、そして松村委員にご意見を聞きたいのですが、まず佐藤委員から。

佐藤委員：1については特にありませんが、2の研究ほ場のところのビニールハウス、ガラス温室を含むというところ、ここは、特にガラス温室などは必要な措置を講じれば、第2種使用に相当する試験の場になり得るのです。ですから、ここは第1種使用に相当するガラス温室というように定義をはっきりした方がいいのではないかと思います。必要な措置というのは、花粉が飛ばないようにするとか、あるいは水を垂れ流しにしない、こういったところがきちんと措置できていれば、第1種、つまりここでの条例の対象にはならないという研究の場になりますので、そういったことを定義していただきたいと思います。私はそれだけです。

松井座長：具体的によろしいですか。それでいいですか。松村委員。

松村委員：同じです。

松井座長：それぐらいでよろしいですか。

松村委員：はい。

松井座長：どなたか、ここだけに限って。河道前委員。

河道前委員：質問なのですけれども、(3)の要件、規則等で規定ということで、ア、イ、ウとあります。実際研究されている方にお伺いしたいのですけれども、交雑・混入の可能性があるものを試験栽培する場合、このような要件であれば、十分それが起こらないような管理体制を作ることができると思いますか。その辺をお聞きしたいと思います。

松井座長：佐藤委員の方からお聞きをしたいと思います。

佐藤委員：この(3)を見てのご質問ですか。全体のですか。

河道前委員：点線の中の要件です。

佐藤委員：要件プラス実施条件のところ、さらに農水の指針に従うということがありますので、それらをあわせれば、これで十分ではないかと思います。

松井座長：総括の管理責任者も置くということもありますし、農業試験場で研究されてきた菊地委員から見てどうでしょう。

菊地委員：私は、前回は私の方から、交雑も去ることながら、混入防止について、特に注意する必要があるのではないかという提案をしたのですが、今回、いわゆる組換え作物を扱う上において、組換え実験の実務経験のある研究員2名以上、これは大変結構なことだと思いますけれども、混入防止という観点から見て、遺伝子組換え実験等だけの経験で十分かという懸念はございます。

では、どういう実務経験が必要であるかということになれば、それは、例えば種子生産とかに携わった経験が必要だとか、そういうことになるのかどうか、少し私自身迷っているところでございますけれども、大学できちんとした教育を受けて、かつ遺伝子組換え技術に関する試験研究に従事したという経験があれば、基本的な種子の取扱い等についても理解し、自ら管理する能力はあるのではないかと私は思います。

松井座長：松村委員どうでしょう、何かコメントございせんか。

松村委員：佐藤委員と全く、ほとんど同意見です。これはあくまでも適用範囲なので、河道前委員の質問は全体に関わる質問だと思うのです。要するに、できるかどうかというのは、次の3の方がかなり厳しく関わってくるのではないかと思います。これはあくまで実施条件にかかわる範囲なので、

できるかどうかは、また別かと思えます。

松井座長：いろいろ心配な人がたくさんいるのだということで、やる人もそれなりの能力、あるいは気持ちの上で厳しい、いろいろな場面あると思うのですが、小砂委員に聞きたいのですが、若い研究者も含めてたくさん、社長というより管理責任者という立場から見られると思いますが、何かコメントをいただけますか。

小砂委員：こういった管理体制なり経験者がいることによって、ある程度の交雑やその他の皆さんが心配されるような事故はかなり防げるのではないかと思います。そういった面では、届出の規制の問題、それから説明会、その他いろいろな場面におきまして、きちんとしたそれぞれの規制が設けられますので、十分にこういった体制でやっていけるのではないかと、そのように思います。

松井座長：大体そういう感じで。

大熊委員どうぞ。

大熊委員：実施条件の3についても私は非常に問題だと思います。それを受けての実施条件の2なので、まずは質問ですが、点線で囲まれた要件の中に、学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校において必要な課程を修めて卒業した者とありますが、必要な課程というのは具体的にどのようなものを指すのかということと、2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有すると書いてありますが、この2年以上の実務経験というのはどの程度の範囲までを示しているのかということをお聞かせください。その後でもう一度意見を言いたいと思います。

松井座長：道の方。

多田主幹：1点目の必要な課程というのは、これは単純に、卒業するのに必要な課程ということでございます。

それともう一つ、2年というのは、専らその方々が365日掛ける2年を試験研究にというようなことで考えているところです。2年間という期間を想定しています。

松井座長：大熊委員。

大熊委員：余りにも漠然としたお答えだったので、必要な課程というのが、要するに大学を卒業したという資格を持つという意味なのですね。

多田主幹：そうです。

大熊委員：それと、2年以上の実務経験ということですが、実はなぜ私がこれを質問したかといいますと、本当に試験研究の業務に携わっていた方だけではなくて、一般の農家さんのほ場でも、研究施設という定義で試験研究が行われた場合に、この適用範囲に合致していれば、それが可能であるということをお心配したからです。

それで、一般の農家さんの中でも、大学を卒業した方で2年以上の実務経験、これは、例えば2年間自分のほ場で遺伝子組換え作物を栽培したと、それを自分は試験研究で行った、記録も録ってある、と言った場合は、ここに書いてある実務経験に相当するのであるかどうかと、そういった意味も含めての質問です。

もしそれが試験研究をやった実務であると認められる場合は、これに適用する農家さんは当然出てくるわけで、そうなった場合、一般の農家さんのほ場で、国が出した基準に基づいて他の農作物と隔離をした場合は、試験研究と称して普通のほ場で栽培ができるということにもなるのではないかと思います。そういうことなのでしょう。

松井座長：道の方からお答え願えますか。

多田主幹：様々なケースが想定されるわけですが、今例えば農家さんとおっしゃいましたけれども、一般の事業者の方がそういう試験研究ということで2年間やりましたということも、基本的にはこの試験研究の事由に該当するのではないかと考えています。

ただ、直ちにそれだけではなくて、試験研究ごとに、例えば施設ごとに2名の試験研究員がいなければだめだとか、あるいはその人たちの資質、大学を卒業した方だとか、あるいは施設基準をきちんと満たすという条件がつくのですが、それでもなおかつこれを満たした場合には、そういう農家さんの方もこの試験研究の仕組み、いわゆる届出の中で、仕組みの中で試験研究は行えるということになります。

松井座長：大熊委員どうぞ。

大熊委員：それでは、農家さんが自分が研究に従事すると、名乗りを上げて、もう1名配置した場合は完全に適合するわけですから、そうなった場合、周りにたくさん他のほ場がある中で、例えば非常に交雑の危険があると思われるナタネであるとかトウモロコシであるとか、そういったものの試験栽培をした場合に、モニタリング制度もありますが、どの程度のモニタリングを指すのか、それも私は疑問に思っておりますので、果たしてそういったときに本当に交雑・混入が起こらないのか、その危険が全くないのかということでは、非常に不安に思います。私はこの条件では不十分であると思えます。

松井座長：その辺は次に移ったらいいかと思うのですが、食の安全・安心委員会、あるいはその中の専門委員会でもどう考えるかに関わることかと思えます。

そういうことで、2ページ、トータルで3番目に行かせてもらいます。開放系栽培試験に係る実施条件が2ページからありまして、(1)として、それから3ページ目は(2)として、2ページ、3ページの2ページに渡ってありますし、これが図式化されたものが、先ほどの説明ございました資料4かと思えます。今の大熊委員の意見もそこに多少関わると思えます。その辺も含めてトータルで2ページ、3ページ、資料4をご議論いただきたいと思えます。

では、佐藤委員。

佐藤委員：届出のところですけども、これについて3点ほど質問があります。一つずつ質問させていただきます。

まず届出について。試験研究機関が届けるということですが、試験開始前の何カ月前まで届け出ればいいのか。そして、その届出から何か月後に、委員会による審査結果が伝えられるのかということがまず一つ。あと二つございますけれども、まずこの質問にお答え願います。

多田主幹：今この実施条件(案)それと、資料の中には、あらかじめ書いてありますけれども、今のところの検討では、60日前までにというようなことで考えてありまして、実質、実際試験を開始される方の60日前までに出していただきたい。すなわちその期間内で一連の手続を基本的に終わるといようなことを想定してありまして、60日については、条例の中に規定していきたいと思っております。

佐藤委員：二つ目が、その60日という期間が過ぎて、ここの表で見ますと、知事からの必要な指示というものが何もなかった場合は、研究機関は試験を開始して良いということになるわけですか。

多田主幹：基本的に、それまでに指示が何もなければ自動的に着手になります。ただ、いろいろな経過で指示が長引いてできないとか、あるいは審議が長引いてしまったとか、そういったときにも事前、事後にいろいろな指示ができるような仕組みになってありまして、試験着手してから、事後にも必要な指示があれば、できるような仕組みを考えています。

佐藤委員：最後の質問ですけども、この試験を実施するに当たって、あらかじめ、これは農水省の研究機関に限らず、全ての人は、農水、それから環境省も関わる、いわゆる第1種使用規定の承認を受けるわけです。これは半年ほど期間がかかるのですけれども、この承認申請中に、同時並行的にこの届出をしてもよいのかどうかということですが。

多田主幹：これは実際の運用というのですか、手続のやり方に関わってくると思うのですけれども、基本的には、我々が想定しているのは、そういった承認を経て、出たものを添付していただいて届出を出していただくというようなことを考えているわけですが、例えばそれが、あと1週間すれば来ますからというような状態であれば、そういう中で、運用の中でその事務処理は対応していきたいと考えております。1週間かどうかは別ですけども、少し遅れるとかいうものの中では、実際の事務の運用の中で対応していきたいと、ケース・バイ・ケースで考えていきます。

松井座長：他にご質問。

石塚委員どうぞ。

石塚委員：私も質問なのですが、住民等を対象に内容を周知するのに説明会を開催しなければならないとなっているのですが、これは説明すればいいという、説明しっ放しということですか。何か同意ですとか、住民の意見を聴いて、それを何か反映させるような仕組みというのはここではな

いということでしょうか。

羽貝参事：地域の方々に栽培の試験の内容を説明していただくと、届出を出していただくときに、説明について議事録、意見のやりとりがあれば、その結果についても概略を記載をして届出書に添付をしていただくことを考えてございますが、住民の同意を得なければならない、そういったことの規定は考えておりません。

松井座長：石塚委員どうぞ。

石塚委員：だとすると、余り、説明会を開いても、それほど意味がないような感じもいたします。もし開くのであれば、そのときに出た住民の意見がその計画に反映されていくような、そういう仕組みを作っていただきたいと思います。

それと、知事の指示の中身はどのようなものでしょうか。例えば、指示の中に、余りにずさんな場合、例えば中止というのものも含まれるのかどうか。

松井座長：まず、この説明の結果は、知事が目にするようにはなっているわけですね。

羽貝参事：はい。

松井座長：だから、いろいろな反対とか心配のご意見などはそのまま伝わるといことです。

2つ目について道から答えてください。

羽貝参事：資料2の一番最後、届出書の参考をつけておりますけれども、4その他の(2)で、地域説明会の開催結果の概要とあります。これは、今、口頭で言いましたけれども、こういったものをつけてもらう、こういうことでございます。

多田主幹：先ほどの改善の指示ですけれども、改善ですとか指導ですとか、ずさんな試験計画の場合には、計画の中止なども含めた指示、命令ができることになっております。

松井座長：それでは、西埜委員からご意見を。

西埜委員：単純な質問なのですが、周辺地域、住民等、これは周辺住民だけなのか、周辺の人たちとは別の住民なのか、これだけだと読み切れません。周辺の住民だけに説明するのか、他の例えば消費者団体など、そういう人達も含めて説明するのか。つながっているのなら分かるのですけれども、その他、などもついていますから、その辺がどうなっているのか。

多田主幹：この周辺については、前の委員会でもお答えしたことがあるのですが、周辺というのは、隣接する市町村等を考えておりますし、その地域にお住まいの住民、その他関係者、団体の方々、生産者の方々というようなことを想定しているところでございます。

松井座長：下館委員。

下館委員：今と同じような質問なのでございますけれども、このフローチャートでは試験研究機関が地域住民に対する説明を行うということなのでございますけれども、この辺での道としての何らかの関与というか、ご指導というか、この辺があるのかどうかというのが第1点。この辺についてまず一つお願いいたします。

羽貝参事：説明会については、その試験を実際に担当なさる試験研究機関の主催の下で地域説明会をやっていただくことを考えてございます。

下館委員：では、道の方はこれらに関しては直接的な関与はしない、こういうことでよろしいわけですね。

多田主幹：私ども、地域の住民の説明会というのは、地域の人たちにとっても、あるいはやる試験研究機関にとっても非常に重要な位置づけと考えておまして、実際にどうやっていくのかというようなことがお互いそれぞれ関心があるところだと思いますし、重要なことだと思っておりますので、私どもとして開催の基準とか、そういう目安となるようなものを作るような方向で、一定の説明会に関与していくことを今考えているところであります。

下館委員：わかりました。それは結構でございます。

もう一つ教えていただきたいのでございますけれども、このフローチャートで専門委員会とございますけれども、専門委員会につきましては、いわゆる親の食の安全・安心委員会というのは、こちらの条例の方も委員会ということで、非常にいろいろなことをここでご審議、ご検討されるのだらうと思うのでございますけれども、この専門委員会というのは、今回こちらの方の遺伝子組換え等の試験

栽培に係る専門委員会なのか、それともそうではなくて、もっと広い見地でのいろいろな案件等についてこの委員会から付託というようなことがあり得るのか、この辺についてお伺いしたいのです。

多田主幹：この専門委員会は、遺伝子組換えに限った専門委員会を考えております。ただ、食の安全・安心委員会は、幅広い事項を調査審議する機関ですので、必要に応じて、また違う専門委員会、部会が立ち上がっていくことはあります。ただ、ここで言うこの関係においては、この専門委員会は遺伝子組換えだけと考えております。

下館委員：もう一つ確認をさせていただきたいと思うのですが、このフローチャートのところにもございますし、それから先ほどの一番最初の趣旨というところにも関与してくるわけなのでございますけれども、届出が出てきたものに関して、交雑・混入防止措置に関する調査審議とございます。これらについて専門委員会から意見を聞くというか、付託をして専門委員会で調査審議をしていただいて、これらに関して知事に意見を申し述べると、このようなスキームということで理解してよろしいと、こういうことでありますね。

多田主幹：ここのご意見は、交雑・混入の防止措置、これがきちんとされるか、交雑・混入は起こらないかという観点からの意見を考えております。

松井座長：一般最初からこういったトータルのな委員会を想定されていて、交雑などに関して科学者、あるいは専門家に問うことができるような形、その後、それが二本立てのような感じで前回出てきて、試験機関の方なども、研究者だけではなくて一般の方も含めていろいろ議論することによって、研究者では思いつかないような面からの不安を取り除く方策もあるのではないかとということで、むしろ一つにした方がいいのではないかとというような意見が多かったと思います。

多分それを踏まえての今回の形かと思えます。交雑・混入というのも、本当に遺伝子を操作しているという人ももちろん入ると思いますが、それとは別個に、作物学的人とか環境全体を考える生態学系の人とか、そういう人は入らないのですか、メンバーの中には。

羽貝参事：専門委員会ですけれども、これは科学的見地から交雑・混入防止についての調査審議ですので、今座長がおっしゃったように、研究者の、例えば研究専門としては、植物生態学であるとか生理学とか、そういった方々から見て届出のあった試験栽培が周辺作物と交雑を起こさないかどうかというところのチェックをしてもらうのが適切であると考えています。

松井座長：そうですね。その人の意見に基づいて、遺伝子組換えもやる人も踏まえた、どちらかというと、ここにいるメンバーに比較的近いような方が、名前は安全・安心委員会と書いてありますけれども、そういうニュアンスのものかと思えます。

下館委員、どうぞご質問。

下館委員：大体のことは分かったのでありますけれども、もう一つ、基本的なスタンス、役割ということでお伺いしたいのでございますけれども、このようなフローチャートからいたしますと、当然食の安全・安心委員会はこれらの交雑・混入防止措置等について専門家の意見を聴くと。それらに対して科学的な見地から調査審議をしてご意見というかご報告をされる。このようになりますと、当然に専門委員会の意見というものは尊重されると、こういうスキームであると理解されるのでございますけれども、そういうことでよろしいですか。

羽貝参事：食の安全・安心委員会だけではできない科学的な見地からの交雑・混入防止について、その専門委員会に調査をお願いするわけですから、当然その結果について、専門委員会の方での報告を受けて、それをベースに検討していくこととなります。

松井座長：まず石塚委員。

石塚委員：今の専門委員会のところなのですから、この3番の実施条件の(1)のオと力を見ると、オには、専門委員会は、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について、科学的見地からの調査審議の結果を食の安全・安心委員会に報告する、それから、力を見ると、食の安全・安心委員会は、専門委員会の結果を踏まえて、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について知事に意見を提出するというので、その報告する内容が全く同じ記述になっているのです。

専門委員会も開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について親委員会に報告して、そして親委員会も開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について知事に報告するというので、これではせっかく親

委員会のある意味合いというのが少し薄れてしまうのではないかという杞憂があるのですけれども、もしできれば、親委員会である食の安全・安心委員会の方は、専門委員会の交雑・混入防止措置についての調査審議の結果プラス、食の安全・安心という観点からの意見というのもつけて知事に意見を出すという、そういうことがないと、せっかくの親委員会の役割というものが十分に果たせないのではないかという気がいたします。

松井座長：道の方からどうですか、その辺。

羽根参事：今回の場合、消費者の屋外栽培に対する不安、懸念というところがこの実施条件の検討のテーマだと思いますけれども、それは、その屋外に出た遺伝子組換え作物が周囲の作物と交雑、あるいは収穫物に混入する、そこがないようにするという条件の下で、今こういった厳しい措置を考えているわけですから、そのことについての議論を専門家、それから、こういったことについては、道民もこれらが屋外に出た場合どうなのだろうかという不安を持っていらっしゃると思いますので、こういった食の安全・安心委員会については消費者の方、生産者の方が入りますから、そういった方々もきちんと理解をする。理解をした上でその内容がいいかどうかを決める必要があるということで、専門家だけではなくて、消費者の方、生産者の方、そういった方々、入った方々も届出のあった計画についての周囲への影響について検討をしてもらおうとことを考えてございます。

松井座長：大熊委員どうぞ。

大熊委員：食の安全・安心委員会のあり方自体なのですが、第3回までの検討委員会の中では、いわゆる評価委員会と言われる名前が提案があったかと思えます。その評価委員会が、最初は一つのものであって、専門家も研究者も入り、生産者、消費者も入って遺伝子組換えの屋外栽培について検討する専門の委員会であったと思えます。それが、3回目の委員会で二つに分けた提案が出されて、それも議論が紛糾したのですが、あくまでも、生産者、消費者側と研究者側と分かれてはいても、遺伝子組換えに関する専門の委員会という提案であったのですが、この第4回目になって、消費者、生産者側が入った専門委員会がなくなっているわけです。これが親委員会といわれる食の安全・安心委員会、これは条例全部に関わる委員会、条例全体のことに関して審査する委員会であると思うのですが、その中に吸収されてしまっています。一方で、研究者などが入っている専門委員会はそのまま残されているのです。

それは、親委員会の食の安全・安心委員会の中で議論すればいいではないかというお考えかと思うのですが、食の安全・安心委員会というのは条例全般に関わる案件について審査する場所ですから、年に数回、3回か4回が分かりませんが、その回数の中で、限られた時間の中で、様々な案件を審査するわけです。その中の一つの案件として遺伝子組換え作物の屋外栽培を審査したときに、どこまで深い議論ができるのかという物理的な問題も出てくると思えます。

そういった中で専門の研究者の意見を聞いた場合、それを受けて、専門の委員会が安全ということであればいいのではないかと、ほとんど通り抜け状態になってしまうのではないかとという心配が私にはあります。

どうして生産者、消費者を入れた専門委員会がなくなってしまったのでしょうか。先ほどから何回も言っていますように、道民から見たら非常に不安感の強い遺伝子組換え作物ですので、そのために今回の検討委員会も設けられ、条例でも載せられることになっているはずなのに、様々な立場の人が専門で検討するという枠組みをどうして外してしまったのか。遺伝子組換えについて専門に検討する生産者、消費者の委員会をなくしてしまったということに対しては、どうしても私は承服できませんので、専門の委員会を残してもらいたいと思えます。

松井座長：大熊委員の他にも同様なご意見を持っている方おられますか。

では、河道前委員から。

河道前委員：関連してプラスして意見を言いたいと思うのですが、道に対する要望になると思えます。少し戻ってしまいますけれども、周辺地域住民への説明のことなのですが、遺伝子組換え作物の栽培については、農林水産省からの通達が出ていて、周辺住民の理解を得て栽培するようというのは今も生きていると思うのですが、今回は試験栽培ですけれども、それと同様の扱いで、周辺地域住民等を対象に説明会を開催して、ある程度の理解を得るという部分をつけ足して欲しいと

思います。

食の安全・安心委員会と専門委員会に関してなのですが、私も第4回目の案を見てちょっとびっくりしたのですけれども、食の安全・安心委員会という委員会が突然今回出てきました。全ての安全・安心条例に関わる審議を行う委員会であるという説明を受けたのですけれども、第3回目までは、消費者や生産者その他の評価委員会と研究者の専門委員会という二つの委員会の案、もともとは一つだったのですけれども、急に4回目になってこのように、私の感じでは広く浅く審議する委員会のような気がするのですが、それはどうしても案件が多いということで、深い審議ができないのは当然考えられます。

ですから、食の安全・安心委員会ではなくて、遺伝子組換え作物の今回の規制案、条例案自体も別立てになるということですから、委員会もきちんと別立てで、消費者、生産者、その他の委員会ということで作って欲しいと思います。

それぞれの委員会のメンバーなのですけれども、研究者とか消費者、生産者、いろいろな立場の方が参加されますけれども、あくまでも利害関係のない立場の方、その辺をきちんと位置づけて欲しいと思います。国の審議会等でもそういう例がよく見られると思うのですけれども、一つの問題について、それに自分の利害が絡まない立場の人、そういう部分をつけ足して欲しいと思います。

松井座長：同様かと思えますけれども、石塚委員からも。

石塚委員：意見としましては、今の犬熊委員と河道前委員の意見と一緒になのですけれども、せっかく当初遺伝子組換えの専門家と、それから専門家ではないのだけれども、影響を受ける側の、もしくはそれについて素人なりに研究されている生産者とか消費者も入って、その中で専門家の方と生産者、消費者の対話というものが、この検討会も同じですけれども、こういう対話の中から一つの道というか、良い結果というものも出てくると思うのですけれども、専門家集団だけの検討になってしまうと、実施するためにどうクリアしていくかと、それだけの観点からの議論になるという危険があるのではないかと私は思っています。ですから、前々回のような形の一つの委員会というのが望ましいと思っています。

それと、食の安全・安心委員会というのは、これは今、犬熊委員や河道前委員が言っていたように、条例全般について議論するものなのですか。それとも個別案件ごとに何か会議が開かれるのか。例えば遺伝子組換えの開放系での栽培についての計画がなされて、専門委員会からご報告もあったときに、その都度その案件についてのみ食の安全・安心委員会で審議されるのか、それとも、もっといろいろな様々な条例の中で出てきているいろいろな案件について審議する中の一つとして、組換えのことも審議するような形になるのか、その辺はどうなのでしょう。

松井座長：3回目までのニュアンスの委員会とは違っているということでお三人ご意見いただきました。ある意味では名目上だけの違いで、中身は、場合によっては想定されているものは近いものかもしれません。道としてもう少し具体的にただいまのご質問に答えていただきたいのですけれども。

東室長：評価委員会のあり方について、いくつかご意見、ご要望、ご質問というのがあったかと思いますが、この専門委員会はあくまでも科学的見地から交雑・混入防止を純粹に見ていただくということでございます。

前回、第3回のときに二つに分けるというお話をしましたが、これについては会話の場ということで一緒の方が良いのではないかという、一緒に審議できる場があった方が良いという意見をいただいておりますが、そういう意味では、我々が食の安全・安心委員会の中でやろうとしていることは、消費者、生産者、その他関係者、研究者も入って、ここで幅広い審議をしていただきたいということでございまして、食の安全・安心委員会というのが別途ありますので、これを有効に活用するという一方で、もう一つ一緒に審議する専門委員会をわざわざ作らなくても、安全・安心委員会でその機能を果たせるのではないかということで、これを使うということです。

最後に石塚委員からご質問がありましたけれども、これはいろいろな議論をする場なのではないかということですが、もちろん条例全般にわたっていろいろと検討する委員会でございます。ただし、そういういくつかの議題があって、その中に遺伝子組換えの試験栽培に関する調査審議があるというパターンが常ではなくて、先ほども60日以内というお話をさせていただいたのですけれども、

この遺伝子組換え作物の栽培試験に係る調査審議が急がれる場合には、単独でも開くことは当然あります。

そういう意味で、紛れるということではなくて、この問題で急がなければならない議題があれば、それはこのためだけに開くことも当然できるという考えでございます。

それからもう一つ、河道前委員からありました、住民同意の条件というのがあったと思うのですが、あれは、たしか農水省からの通達は、大豆の一般栽培に係る部分で地元住民の理解を得てということだったかと思えますけれども、試験研究機関が行う説明でも理解をいただくというために説明をするということで、我々としては条例の中に理解が得られることというのを条件とはしていませんけれども、目的はそういうことだと思っていますので、特に住民の同意を条件とすることは考えておりません。

松井座長：これに関して西村委員から、逆の立場から何かありますか。

西村委員：一つは、先ほどからの周辺地域住民という問題、これはその後に専門委員会、そして仮称ですけれども、食の安全・安心委員会の中で実際具体的に話し合いをして、それを知事に意見として出していくという形になっていますので、できるだけそれは周辺地域住民に対する理解をとっていくという努力は必要ですが、そこで承認されなかったらこれはだめだというわけにはいかないわけです。だったらあとの委員会は何も必要ないということになってしまいますから。それからもう一つは、あくまでも開放系における栽培の届出が出て、これを専門委員会を設けて、専門家がそれを見て、これはリーズナブルな内容であるということをおくまでも科学的な見地に立って評価しない限り、食の安全・安心委員会の中に専門家や消費者、生産者が入って話し合うというのでもいいのですが、それだけでは物事が進まないだろうと思うのです。

ですから、まず専門家がきちんとこれを見て、科学的に大丈夫なのかというところを一つきちんとした報告書として親委員会、仮称ですけれども、食の安全・安心委員会に出してもらって、そして良識ある方々で構成されると思いますが、この委員会でその内容について、これは認められない、あるいは専門委員会から出ているこれが良いということであれば、それを意見として知事に提出するというやり方は、私は特に素晴らしいやり方ではないかと思っております。

松井座長：前回、専門的なのとそうでないのとたまたま二つに分かれました。そこで、私自身としては、一つでも二つでも、メリット、デメリット両方あるのですけれども、分かれたとしても、合同で何か対話できるような場所が欲しいということをおくたのですが、あのおき、実は松村委員とか佐藤委員からも、むしろ専門家だけではなくて、いろいろな意見との対話というのが大事だと出てきたのですけれども、対話が食の安全・安心委員会だと私は思います。前回の二つが合わさったのが。ただ、少し広い専門から交雑その他の心配を見てもらうというのがここで言う専門委員会というか、一種のワーキンググループ的なものなのかなと思います。

そこで松村委員に聞きたいと思うのですが、松村委員から、前回、二つに対して、むしろ一つだというような意見だったと思いますが、今回の仕組みはどう思われますか。

松村委員：正直言って、前回、第3回の検討会と、また今回出てきた検討会と微妙に違う部分が道から出されたお受けとめて読んでいたのですが、非常に感情的なところを抜いてドライに考えれば、この趣旨にあるのには、試験研究栽培においては、促進の方でない方の皆さんが問題にしているこの語尾の方には、交雑・混入の影響が懸念されるので、それが起こらない管理体制の下で行うための実施条件を定めるというのがこの趣旨なのです。となると、食の安全・安心委員会、前までいっていたいわゆる第三者評価機関では何を決めるのか、評価するのかということが大事なポイントなのです。そうすると、この趣旨から言うと、不安であるから、一般栽培ではなくて試験研究栽培で、交雑・混入の防止が図られているかどうかということ、観点のみを審議するのであれば、私は専門家に入らないと思うのですが、組換えの専門ではない育種学とか、作物の研究に詳しい人が多分そういう専門になるのだと思うのですが、そういう人たちが、これがきちんとした計画であると言ったときに、逆に、もう一つの委員会があるお大きな委員会があるお、ずさんな場合は別ですけれども、科学的に大丈夫ですよ専門委員会が言ったときに、何か私自身として反論の根拠がないかと思えます。

ドライに考えてしまうと、そこだけ考えると、交雑・混入の防止は図られていますという結論は多

分この専門委員会からは出てくるだろうし、執られていないものは出てこない。専門委員会がだめだと言ったものは、当然多分知事もオーケーはしないと。専門委員会が執られていると言った場合に、親の委員会での扱いはどうなるのかというのは、非常に私はわからなくて実は悩んでいたところなのです。

交雑・混入だけに関して言えば、専門委員会がこの計画はきちんとやっていますと言ったら、多分そのまま上がってもおかしくはないという気はすると思います。

松井座長：そういう意味では、石塚委員がおっしゃる、ここでやることはこう書いてあるけれども、どちらかという対話をする場に近いのかなとは思いますが。

西村委員。

西村委員：私はこのように考えるのでございます。届出が出てくる、その届出に対して知事は安全・安心委員会の方に意見を聴く。安全・安心委員会は交雑や混入の影響が懸念される、いわゆる不安であるとか、そういうようなものに関して専門委員会の意見を聴く。当然、そういうおそれがあると思うのでということで聴かれるということは、専門委員会の方でそれなりにいろいろご検討されて、それを先ほど尊重するというお話があったのですけれども、その専門委員会の答え、報告事項といいますが、調査審議をした報告というのは、まさに親委員会、安全・安心委員会の方々の懸念されること等に関して、説得力というか、そのような科学的根拠に基づいた報告というものが当然出てくるのではなからうかと。また、逆に専門委員会もそういう懸念があるということで、専門委員会の方々が科学的な見地からいろいろ検討されると、こういうつながりになっているのかと思います。

そういう点では、先ほど石塚委員とか大熊委員とか皆さん方がご懸念されているようなことに関しては、こういうスキームの中でもそれは十分私はクリアされるのではなからうかと。そういうようなスキームになっているのではなからうかと思えます。

それぞれ、適当な言葉ではございませんけれども、言いつ放しとかということでは決してないと。懸念があるから、それらに関して科学的見地から検討し、それらの答えを出してくるということになります。それらに対する説得力があるような報告ということになってくるのではなからうかと、こういうスキームだと私は理解しています。

松井座長：佐藤委員、どうでしょうか。

佐藤委員：私は、対話の必要性ということで、前回もそのような意見を述べさせていただきました。それで、この仕組みの中でそれができるかどうかということなのですけれども、例えば専門委員会の委員が文書で親委員会に報告するだけなのか、あるいは食の安全・安心委員会には、専門委員会の委員がその会議の席に出て行って、対話形式で質問があれば、きちんと答えるという仕組みを作るのか、その辺りどうなのでしょう。

羽貝参事：食の安全・安心委員会で届出のあった遺伝子組換え作物の内容を審査するときには、専門委員会の方から説明する方が行って、そこで食の安全・安心委員会の委員からの質問についてお答えをする、対話をする、そういった形で運営をしたいと思っております。

松井座長：この委員会そのものがそうであると思いますが、科学的な見地からだけでは今片づけられないというようなことが、いろいろ問題になってこの委員会があると思います。正直言います、文科省も、科学技術をどのように社会に根づかせるかというのにやっと本腰を上げたというようなところであります。今の報告を聞いていると、科学的なものとしては専門委員会から上がってきたもの、これをベースとしながらも、非科学的ですけれども、日本人のよく好きな大所高所からいろいろ議論してというような場がここでされるかと。私個人としてもそういった意味のリスクコミュニケーションというのでしょうか、そういった場になっていただきたいと思えます。

それで、河道前委員からもお話しがありましたけれども、どなたがこのメンバーに選ばれるかというのがいろいろ左右されるところで、2回目でしたか、何となく反対者が多いという人を増やして欲しい、あるいは賛成が多いという人を増やして欲しいというような押し問答もあったかと思えますけれども、それは常識的に、例えば消費者団体であればどなたか相応しい人を選んでください、いろいろな団体に選んでくださいというような形になるかと思えます。そうした委員の人は大所高所から広く意見をここで出してくれることを期待もしています。

食の安全・安心委員会、私もそうですが、名前から見て広く浅くなっただけかなという印象がありますので、もしこのまま活かして条例となるとしても、選ぶ際には強くその辺を、極端に言えば遺伝子組換えに関する評価委員会という名前がついているのほとんど同じというようなメンバーを選ぶ、あるいは選ばれるというようなことでないと少し問題かと思えます。

ここも議論打ち切ったわけではありませんが、もう一つ、資料の3 - 1、2というのがあります。これは中身的には今議論したものをそのまま条例として入れるということですので、議論の内容は同じかと思えます。そうは思いますが、これも含めてトータルの議論を少ししたいと思えますが、いかがでしょうか。松村委員。

松村委員：少し細かいことで2、3質問をしたいのですが、先ほどの資料4の専門委員会、食の安全・安心委員会の検討された審議成果、あるいは専門委員会から出された報告とかというものが届出者には公開されるのでしょうかという質問なのですが、可であり不可であり、いずれにしても。

もう1点の質問なのですが、3 - 2の方の2ページ目の一番最後、(参考)となっていて、無届けなどに対して実効性のある担保措置を検討の、このなどが何を意味するのか。

全般的に前回の委員会から思っていたのですが、届出という言葉が、許可が届出に変わっただけで、実態的には余り変わっていないという気が正直言ってするので、何かマイルドな印象を与えるために届出にしているだけなので、実際には、知事が、例えばこの委員会でだめだといって、中止も指示できるとなったら、それは完全に届出ではなくて、単純に許可・不許可のシステムではないかと思えます。しかも有効性のある、実効性のある担保措置の対象がなどだといろいろなことが含められるので、その辺まず、などが何なのか。

実質的にこれは許可制だということの一つ確認したいと思っています。

羽貝参事：審議経過については、これは公開になります。

それから、二つ目の参考資料のところ、などについてですが、例えば、審査をして、食の安全・安心委員会からの意見も踏まえ、知事が必要な指示をしたと。その指示に、例えば従わないでやる、そういった場合については改善、次は命令をかけることができる。命令した場合については必要な担保措置を加える、こういったことを想定しています。

松井座長：ご意見どうでしょうか。石塚委員どうぞ。

石塚委員：先ほどの専門委員会ですが、私も松村委員とある意味認識が一緒で、例えば作物生理の専門家が交雑・混入がないと言ったものについて、食の安全・安心委員会も同じように交雑・混入防止措置についてのみ知事に意見を言うのだとすれば、それは専門家が言ったものを覆すというのはなかなか難しいことだという気はするのです。

私は、食の安全・安心委員会が、もし親委員会として存在するのであれば、その存在する価値というか、存在意義をもっと強調しないと、単に遠回りするだけで、余り存在している意味がないような印象を受けるのです。

ただ、先ほど私が言ったのですが、3番の開放系栽培試験に関わる実施条件の(1)のオとカ、ここが同じ報告事項になっているのですが、ここを例えば、専門委員会は開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について報告するわけですが、カの食の安全・安心委員会の方は専門委員会の結果を踏まえて、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置などについてとか、ここでなどを入れるとか、少し幅広い見地からの意見を言えないと、何か上にある委員会としての存在している意味がないという印象があります。

ここを少し改善してもらいたいということと、冒頭で申し上げましたけれども、ここで議論されていることとか座長がその都度いろいろコメントを挟まれていることについて、しっかり反映された最終的な案になってくれないと困るし、今日の案そのものは前回の議論を反映していないと私は思っていますので、一人一人の委員の総意とは思っていませんから、この辺ももう少し議論を、これまでの4回の議論の積み重ねというものをもう一度検討してもらいたいと思っています。

松井座長：他にご意見。大熊委員どうぞ。

大熊委員：私も、食の安全・安心委員会についてなのですが、先ほども私は意見を述べたのですが、

あくまでも遺伝子組換えに対する専門の委員会として設けて欲しいと、前回までは二つに分かれて、不十分だったとはいえ、それぞれに遺伝子組換えの専門の委員会であったはずで、前回の3回目の委員会の中で、二つに分かれた提案に対し、一つに戻して欲しいという意見が、私たちだけからではなく、松村委員からも出されたと記憶しております。

研究者だけが安全か安全ではないか、交雑・混入の危険性がないかを判断するのではなく、研究者というのはあくまでも研究の中でのみ判断するわけですから、そうではなくて、一般の消費者、生産者が入って広い見地で多面的に検討することで本当に道民の合意を得るような審議結果が出てくると思いますので、是非私は専門の委員会を設けるべきであったと思います。

今回、このように条例全体に係る委員会の中で、案件の一つとして検討するということになった場合、再三言うように、やはり専門委員会の意見を重く見て、異議がなければそのまま通過ということは十分にあり得るわけですし、試験の届出があがる度委員会を開くということは、物理的に難しいであろうと思います。他の案件と一緒に審査するということが常識的に考えて行われることではないかと思えます。ここは道民の感情、道民の意思を踏まえた上での条例作りというその基本のところにもう一度立って、一番懸念される遺伝子組換えに関しては、専門委員会を置くべきであろうと思います。

松井座長：私から、多分道の説明が悪いので。私はこれは一つになっていると思っているのですが、今大熊委員から一つにして欲しいということなのですが、松村委員からも誤解のないように後から説明してください。

松村委員：私はチェックはしていないのですけれども、議事録を見ていただければ。私はあのときは二つとか一つにこだわらず、形はどうあれ、ある程度対応できる場があるべきだということで、一つ、二つということに関しては、具体的な意見は申し上げていなかったと思うのです。

そこは一つ誤解だということと、それから、意見を言わせてもらえば、先ほど佐藤委員が言われたことは非常に私も納得できることで、非常に良い意見だと思うのですけれども、専門委員会がけんけんがくがく専門的なところから時間を費やして、可だとか不可だとか、それが文章ではなくて、専門委員会の方が、これだと食の安全・安心委員会の方に来て説明なり何なり、あるいはそこで討議をされるのであれば、ある意味では効率的という気はすると思うのです。だからそこが一つ場にもなるのかと。ただ、私は専門委員には絶対なりたくない。正直そう思いますけれども、そういう場があるとは思いますが。

ただ、その受ける委員会の側の構成がどうだとかという形になって、私も今意見がまとまっていないので何とも言えないのですけれども、対話が持たれる形はあるのではないかという気がしています。

松井座長：道の方から。私は一つと考えたのですが、誤解のないように。

東室長：座長から道の説明が悪いというお話です。

知事が意見を聞くのはあくまでも食の安全・安心委員会でございますので、ここで交雑・混入防止措置に関する調査審議を行うと。ただし、この調査審議の基礎になるのはやはり科学的な見地から行う交雑・混入防止措置に関する調査なのでしょうから、その部分については専門委員会で、先ほどからありましたけれども、植物生態学とか育種学の方々にきちんとそこは見てもらおうと。その科学的なベースに基づいて食の安全・安心委員会最終的といいますか、調査審議を行うのだということですから、食の安全・安心委員会という場を、この場一つにしていますということでありまして、科学的な見地からの専門委員というのは、あくまでも安全・安心委員会の附属専門委員会というように理解していただきたいと思えます。

それと、食の安全・安心委員会、これはあくまでも試験研究の個別案件ごとにきちんと調査審議をしますので、何かまとめて一覧表に書いてそれで終わりということにはならないと考えています。

私どもは、ここで皆さんが集まって、もちろん専門委員会の研究者の方も入っていただいて議論、対話をしていくということにすることになっていきますので、そこは別な委員会として全く同じものができてしまうのではないかと考えています。

それと、確かに遺伝子組換え作物の栽培試験、開放試験については大きな問題です。従いまして、食の安全・安心委員会のメインテーマも当分の間はこの話題になるのではないかと考えていますので、他の案件に紛れるということは、余りご心配されなくてもいいと私どもは思います。

松井座長：道が想定している、あくまでも想定ですが、食の安全・安心委員会での審議事項というのは、結果的にほとんど個別な遺伝子組換え、上がってきた届出制になるだろうというような想定ですよね。

ですから、その辺が、どちらかというときちゃんと論議できる人が、それぞれの団体をお願いした場合にノミネートされてくるかと、私は思っているわけです。そうでないと、いろいろご心配の方は多いかと思えます。

大熊委員どうぞ。

大熊委員：それではなぜ最初から食の安全・安心委員会で行うという提案がなされなかったのかということです。食の安全・安心委員会の存在というのは、ここに来て設定したわけではなくて、当初から設けられていた委員会であったろうと思います。それとは別個に第三者機関である評価委員会というのが設けられていたはずで、二本立てであったと思います。そういう提案が第3回までされてきて、なぜ第4回になって一つに吸収されようというのでしょうか。それで要件を全く満たしているとおっしゃられるのは、納得がいきません。

食の安全・安心委員会ですべて審議できるとおっしゃっていますが、それは専門的に評価する委員会というのと自ずと性格も違いますし、時間の使い方も違うと思いますし、審議の深さも違います。ですから、道の今おっしゃったような説明を、私は誤解はしていませんし、きちんと説明は理解しておりますが、それは今までの流れから見てもおかしいと思います。

松井座長：小砂委員、関連のご意見でしょうか。

小砂委員：関連というか、今日いろいろな討議がここでされておりますけれども、この委員会は、私としましては、今日の検討会の趣旨に関しましては総合的には賛成いたしております。ただ、詳細につきまして、例えば今の専門委員会のあり方とか届出制の問題、それから、その他諸々の具体的な実施、説明会の実施の問題等につきまして、4回目のこの委員会ではこれでもう全部討議は出尽くしたとして、5回目という形で、5回目になるか、また別な審議会としまして、具体的な実施例を道から示していただきたいのです。

今日この論議の中では、なかなかその具体例といったものが出てきていないので、その辺をまた示していただければいいと思うのです。また、この委員会という形でなくても、この委員のメンバー、また実務者等を含めた中で、今後のそういった説明会の事例、それから届出制の具体的な事例、専門委員会の審議、こういったものを審議していかなければならないかといった事例、そういった具体的なものを我々委員の方に示していただきたいと。そういった機会を設けていただければ、かなりまたそこで深い意見なり、また実施される場合のお互いに不安感を持たないでやっていけるのではないかと思います。

今日のこの実施条件案につきましては、私としては大賛成です。ですから、その実施に当たっての具体的な件に関しまして、こういった形の委員会であっていいですから、我々にそういうものを示していただきたいと考えております。

松井座長：ありがとうございます。

2点がまだ結論出ていません。趣旨の、促進をどうするか、それから仮称の食の安全・安心委員会をどうするか、この2点は最後に私から意見を述べさせていただきたいと思えます。

この2点以外で、たまたま小砂委員から総体として、全体としてというのがありましたけれども、西埜委員はプラスアルファあると思えます。それも含めてご意見いただけますか。

西埜委員：特に安心委員会の関係で一言だけ話させていただきます。ほとんど皆さんの意見が出たと思えますので。

突然出たという感じもするのですが、私はこの方法で良いと思っております。といたしますのは、専門委員会のこういう形と別に、多分届け出る時期が大体重なってきます。1回か2回だろうという中で、トータル的に食の安全・安心委員会の中で含めていろいろ議論してもらおうという形になった方が良いのではないかと考えています。

それと、他のことなのですが、3-1の資料の条例の中の素案の考え方ということで、項目の中で食の安全・安心の確保に関する施策、そして内容が遺伝子組換え作物の云々と書いていますが、項目

は遺伝子組換えの作物のことにならないのかと。食の安全・安心の確保に関する施策というのはかなり大きな範囲の話です。ですから、多分ここは少し違うということと、もう一点は、話が戻ることになりませけれども、河道前委員が言われたこの要件のところは気になっていました。というのは、必要な課程を修めているというのは、ある意味の必要な課程というのは、こちらの方の勉強をしたということで、そうだろうなと思ったのですけれども、あくまでもこれは大学と高専を出た人だったら誰でもいいという発言でした。それはおかしいのではないかと。そうしたら高校を出てやっている人もいますし。それは同等以上の学力ということかもしれませんが、実際にそういうところで、試験研究の場がいいのかどうかわかりませんが、きちんとしたそういう、資格があるのもわからないで言っているのですけれども、その勉強をきちんとしたという人でないと問題かと思えます。その辺は、先ほどの河道前委員と、このところは少し違うのではないかと思います。

河道前委員：関連しているのですけれども、私もいつ言おうかと思っていたのですが、ちょうど資料3-1の条例の話が出ましたので意見を出したいのですけれども、当初食の安全・安心条例の中に遺伝子組換え作物の規制についての内容が盛り込まれるはずだったと思うのですが、今回の考え方を見ますと、別立てで遺伝子組換え作物の栽培に関する条例を作るということで、理由として、全体のボリュームが大きくなるとか、具体的な手続その他が馴染まないなどありますけれども、遺伝子組換え作物の栽培に関しては食の安全・安心条例の一つの大きな項目だと思います。

ですから、条例の中で遺伝子組換え作物一般栽培のものと試験栽培のことをきちんと謳って、その他の細かいことは、細則なりでプラスすればいいと思うのですけれども、条例の中にきちんと今回討議したことも含めた形で盛り込んで欲しいと思います。

この案はいつから出ていたのかわからないのですけれども、当初、食の条例の意見交換会の中でも、このように別立てにするということは全然出てこなかったと思うのです。

松井座長：まず道の方から今のお2人に対して。

東室長：最初の要件、必要な課程、これだと経済学部でも法学部でもどこでも良いのかという質問ですけれども、良いということでございます。ただし、その場合にあっては卒業後2年以上の試験研究の実務経験というところで縛ってあるわけでございますので、それはあくまでも高専や大学の、例えば生物学ということではなくて、経済学部でも社会学部でも構わないという読みです。

それからもう一つは、遺伝子組換えの条例の位置づけですけれども、あくまでも食の安全・安心条例の方にもきちんと遺伝子組換え作物の屋外での栽培による他の作物との交雑及び混入を防止するための施策を実施するという項目は書いた上で、その部分については、普通は条例の下は規則ということになるのですけれども、これについてはあくまでも条例として、別条例、食の安全・安心条例と同列の条例として、遺伝子組換え作物の栽培に関する条例を作るということです。

これは、本体条例というのはどちらかということと基本条例ということで、今言った遺伝子組換え云々、この程度の文言がたくさん並ぶわけございまして、それに対しまして遺伝子組換えに関することを条例で定めるということになりますと、かなりのボリュームになるということがあります。そうすると全体の条例との違和感といいますか、流れが非常におかしいということと、もう一つは、実効性を担保するというところで、罰則というようなものも含めて条例化をする場合、本来の安全・安心条例の方との性格が相当変わってくるということで、これは作っていく最中で、別の方がいいだろうという判断で作ったものです。

いずれも条例ですから、片方を規則に落としてしまうということではなくて、条例、条例という形で作りますので、そんなに食の安全・安心条例から外したと見なくてもいいかと思っています。

松井座長：基本的なものを乗せつつ、実質的な条件をただし書き、それもこの場合には個別条例と呼ばざるを得ないという理解でよろしいですね。

石塚委員どうぞ。

石塚委員：この検討会はいつも突然何か物事が出てくるので戸惑うのですけれども、今回も、私は食の安全・安心条例の中で遺伝子組換えのことを入れ込んでいくのだろうとずっと思っていたのですけれども、今回、別立てにするということで、食の安全・安心条例が基本条例だという位置づけも、私は今日初めて聞いたのですけれども、最初からそうだったのか、先ほどの事務局の話も聞いている

と、食の安全・安心委員会で審議することは遺伝子組換えのことばかりだというお話もあるし、結局遺伝子組換えの問題が食の安全・安心条例のメインの案件になっていくのだろうと、事務局のお話を聞いているとそう思うのですけれども、そうであれば別に食の安全・安心条例の中にもしっかりもっと細かく入れ込んでいって、その条例の中の細則みたいな形で細かいことを取り決めていけば、できるのではないかという気がしています。

私は、この遺伝子組換えの問題は、食の安全・安心条例の中に入れるからこそ意味があるので、別立てにしてしまって、安全・安心という基本的な理念からあたかも外してしまうようなこういうやり方だと、道民の期待しているものとずれてくるのではないかという思いがあります。

冒頭の趣旨のところでも言いましたけれども、遺伝子組換えについては、試験研究であろうと一般栽培であろうと、開放系で行われる場合には、環境に与える影響ですとかいろいろ発生する問題というものも、もし発生すれば一緒だろうと思います。同じ一つの地球の環境の中で行われるわけですから、別に一般栽培、試験栽培という区分けは余り意味がないという気がしていて、私は当初の道の姿勢である、試験研究も含めた開放系での栽培については、原則規制していくと。その中で個別案件ごとにまた検討していくと。その当初の姿勢を堅持してもらいたいということを再三、第1回からずっと申し上げているのですけれども、下館委員はガイドラインの基本認識の1番にしっかり、遺伝子組換えのことは有用な技術であるから促進していくと入っているのだとおっしゃいますけれども、あのガイドラインにしても、当初の案ではその基本認識が1番入っていなかったわけです。それを最後の段階で、ガイドラインができて上がる間際になって、なぜか1番入ってきて、そのときから、どうも全てが突然どこかで決まって入れ込まれていくという、そういう状況がずっと続いているという感じがしています。

そういうことをして、本当に道民の安心感というのは得られていくのか。議論した上の結論がもし今回出されたような結論になるのだったらまだいいのですけれども、この検討会の中での議論が反映されないで、どこか分からないところで勝手に決められてこういうものが出されてきても、私、委員としてというよりは、道民として、こういう状態の中で遺伝子組換えのことを施策の中に盛り込まれても、全く安心できないし、もしかすると安全も確保されていないのではないかという、そういう心配を今すごく持っています。それだけを言っておきます。

松井座長：いつも石塚委員がおっしゃることは、私個人としても、あるいは道民皆さん大事にすべきご意見と私は思います。

時間も来ましたので、だんだんまとめて勝手にやらせていただきたいと思います。大熊委員から一ついただきまして、その後、いろいろ不満な点はあるでしょうけれども、トータルとしてどうだということを1人数分ずつ伺いたいと思いますけれども、大熊委員からどうぞ。

大熊委員：私も、今石塚委員がおっしゃったように委員会全般を通してなのですが、一番最初は確かに道民側に軸足を置いた安全・安心条例の中の大きな柱となる遺伝子組換え作物についての検討会であると思っていました。けれども、回を重ねるごとに議論を踏まえた上での次の委員会での議案提案ではなくなって来ました。議案提案を出されて説明を受けるときに、私も石塚委員と同じようにびっくりすることの繰り返しでした。確かにこの検討委員会だけで条例の遺伝子組換えについて決まっていくわけではありません。もちろん道議会にも諮って、そこで検討されて結論を出されなければ、決まっていく物事ではないのですが、せっかくここに生産者や消費者といった道民に開かれた、道民が入ってきての検討委員会を設けたからには、少なくとも委員会の独立性というものは、最後まで確保してほしいと私は思います。

私も、この4回の委員会の流れを見て、委員会とは別のところで物事が決まっていくような、そういう驚きと不信感を感じました。それで、一委員として、道民を代表するといいますが、道民を背負った形の消費者委員として参加して、非常に無力感と残念な思いを感じています。

せっかくこのように、一般に開かれた、国民、道民が参加する形での委員会を設けるならば、委員会の議論の中で物事を決めていくという民主的な手法をきちんと守った委員会であって欲しかったと強く感じています。

松井座長：わかりました。

河道前委員から簡単に。ご不満はいろいろあるでしょうが、総論として。

河道前委員：私も同様な思いがあります。当初、食の安全・安心というのが基本と思っていたのが、何かだんだん遺伝子組換えに関しては推進という方向で動いてきたような印象はぬぐえません。これは、実際皆さん参加している誰もが思っていると思うのです。

ですから、私も実際こういう検討会に初めて参加しまして、一つの条例ができ上がっていく一部分に参加して、いろいろな意見をどのようにまとめていくかというのは非常に難しいことだと思うのですけれども、道が全国にない食の安全・安心というのを謳う条例を作るということで、非常に期待していた部分がかかなり裏切られたなという印象、そういう意味で非常に残念です。

松井座長：ありがとうございます。

済みません、菊地委員、短めに総論として。このままでいいかどうかを。

菊地委員：今回のこの検討委員会の目的があくまでも遺伝子組換え作物の栽培試験に関わる実施条件検討会ということで、かなり技術論的なところを詰めなければいけないという、そういうタスクがあったと思います。それについては、いろいろと時間も足りなかった部分もあるかと思えますけれども、私として個人的な思いはいろいろございますけれども、今現状で考え得る検証制度といいましようか、そういう仕組みは大方できたのではないかと理解しております。

ただ、専門委員会というのは、専門家だけによる調査審査ということがこの委員会に課せられるとするならば、この専門委員会の責任が非常に重くなるのです。どうやら組換え実験そのものを行っている研究者ではなくて、育種ですとか作物関係の方にその役目が回ってきそうだとすることで、私もその分野の人間として、これは大変な委員会になると思っております。道民監視の中で客観、公正な審議をしていかなければならないということで、必要な調査権ですとか、そういう権限はしっかり保障され、かつ、その結果については、前回も申しましたように、物事に100%大丈夫ですと言うことはありませんので、専門委員会が大丈夫ですという結論を出しても、何らかの事故は起こるかもしれませんので、そういうことをご承知おきいただいた上で、専門委員会の免責条項などもふくめ委員会の仕組みについて、しっかり詰めていただきたいと思います。

あとは、河道前委員からお話がありましたように、細かい部分も含めて議会論議に委ねるべきだろうと思えます。

松井座長：時間余りありませんので短くお願いします。

小砂委員：今後、道民への遺伝子組換え作物、またバイオテクノロジーの必要性、またそういった啓蒙を道の方がどのような形で取り組んでいくのかということと、この委員会もこういった検討会を随分やってまいりましたので、道の方としてもその辺の道民への情報開示、またそういった組換え作物、バイオテクノロジーといったものの啓蒙をぜひ今後推進していただきたいと思います、そのように思います。

松井座長：ありがとうございます。

並んでいる順番から、私ですから、私、用意してきたものがありまして、後から読み上げさせていただきますので、先に佐藤委員。

佐藤委員：見直し条項、これについて、どちらの条例に入るかわかりませんが、大体3年ですか、3年で見直すというところを入れてください。

下館委員：私は、先ほど小砂委員からお話があったように、具体的にこれをどうこれから運用していくのか、これが一番肝心ではなからうかと思うのです。私どもも4回検討会でいろいろ議論しました。そういう点ではある程度責任というものがございますので、それらについては、いろいろな手続があるかと思うのですけれども、道の事務局の方から具体的なこれからの運営等についてご説明をいただいて、私どもとしてもそれらについてご意見を出すところは大いに出して、私どもとしても責任の一端を担ってチェックしていくべきではなからうか、こんなような感じがしてございます。

西埜委員：議論の中である程度というか。かなり整理されたかと思っています。ただ、消費者が不安に思っている遺伝子組換え作物について、風評被害が非常に恐ろしいという中で、何回も言っていますが、絶対に交雑なり交配が起きないような形でやってもらいたいということと、いろいろ話の中でも出てきていますが、リスクコミュニケーションでないですけれども、いろいろ対話をまだまだ続

けていってもらいたいということです。

松井座長：西村委員。

西村委員：遺伝子組換え作物に対する道民のそうした不安というのは、いろいろアンケート等でも高い率持っておりますけれども、しかし、また一方、たしかアンケートだと思うのですが、試験研究におけるそういった遺伝子組換えというものに対しては、これは客観的に道の方は全部つかんでいるかと思っておりますけれども、また高い理解というか、やむを得ないとか、それは試験研究ということであればということでの高い率だったのではないかと思うのです。

私自身、今回4回の委員会に出させていただいて、今回のような形での一つの実施条件、案という形で出まして、こういった委員会を通じて知事への意見を出して、届出制というのはリーズナブルな形ではなかろうかと。まず試験研究を進めて欲しいと。私自身、夕張に大学の農場があって、農場長を16年半やっておりますけれども、農薬を使わない形、地域の農協の青年部ともいろいろ話しておりますけれども、北海道の農業を考えると、こういった研究だけは続けてやって欲しいという、そういう思いでこれまでやってまいりました。どうもありがとうございました。

松井座長：松村委員。

松村委員：最後に、私自身の感想としても、皆さんと同じく、驚かされることが多い検討会だったと正直思います。全部にある意味では議題の方向性は触れる部分があったので、時間的に正直言って十分だったとは思えないというような議論も非常にあったということは本質的には感じています。

また、今日のこの検討会の話し合ったことが最終的にどういう形で出てくるのかということに対しては、同じような、見てみたい、確認してみたいという気持ちは、小砂委員から提案があったり、あるいは石塚委員が懸念されているように、できれば道議会に行く前にでも、どのようにまとめられたのかは見てみたいという希望は持っています。

松井座長：ありがとうございます。

4回にわたって活発にご議論をいただいたと私は思っております。残念ながら全員一致とは言えない点もあると思います。特に次の2点についてであります。趣旨のところ、促進という言葉が使われている、もう一点は、食の安全・安心委員会という比較的大きな、浅くなったようなところでこの遺伝子組換えに関する評価がされるというのは不十分である、この2点は、ある意味では決定なものではないと思います。

この2点以外について、多少のご不満はおありかもしれませんが、概ねお認めいただいた、これ以上何回も議論しても多分平行線であろうと。常識的な範囲でここで、まあまあこれでよしというようなことで座長としては考えたいと思いますが、大体というところでこの2点以外はよろしいかと思いますが、ご理解いただけますでしょうか。

2点については、趣旨のところの促進ということですが、これは作業している事務局というより道の立場だとおっしゃっております。私自身、そうであれば入るのも仕方がないかと思っております。しかしながら、こういう議論をしていること自体、促進ならば全くこういう議論は要らないわけで、していること自体がある意味では矛盾することでもあるかと。この奥底には出発にあった消費者あるいは生産者、いろいろな不安な方、世間の中には反対あるいは慎重な方のご意見をできるだけ最大限取り入れてということで作業をしたということで、一方で促進、一方では、最後の行では、行うと少しトーンダウンしたというところで、座長としてはお認めいただきたい。ただ、いろいろ精神的なものは何回か述べられていますので、今後とも常にそれが活かされるようにしていただきたいと思っております。

委員会としましては、名称も含めて、特に石塚委員、大熊委員あるいは河道前委員からあったということを見逃することなく、これも委員会の結論の一つの平均的な形で上に上げて最終的なものを決めていただきたいと思っております。

以上が、少し座長の一方的な意見も入ったかもしれませんが、私から10名の委員へのある意味ではお願いであります。こういうまとめでさせていただきたい、道に返事したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございました。

それでは、私から最後の感想その他を述べさせていただきます。

遺伝子組換え技術は、21世紀の人口増加問題、環境問題、エネルギー問題等々を解決する手段として期待されており、その応用成果の一部は遺伝子組換え作物として既に多くの国々で栽培され、耕作面積も年々広がっております。

しかし、科学技術は社会に理解され、多くの人々に意義あるものとして受け入れられなければなりません。特に今日の生命科学研究における発見は、すぐに技術に繋がる場合が多く、ここで倫理問題が重要になると考えております。現在、多くの国民が、遺伝子組換え植物を利用した食品に対して忌避感が強くあるのは、種々の問題点を未解決のままに進めようとする推進者側の姿勢にあると判断します。

今回、他の都府県に先駆け、北海道において、これらの問題点の幾つかを解決するための方策として試験機関における栽培のための仕組みができましたことは大変素晴らしいことと高く評価しております。今後、個々の実施に当たり、関係の委員会が、賛成・反対双方向のリスクコミュニケーションの場の役割を担い、常に合意形成を得ながらこの技術の健全な育成に関わることを期待します。

遺伝子組換え作物の試験機関の栽培条件検討会が4回持たれ、一定の結論を得たと私は信じておりますが、途中幾つかの困難な事象に出会いました。しかし、賢明な熱意ある委員の皆様のご協力で当初の目的が達成されましたこと、座長として心から厚くお礼を申し上げます。関係者それぞれのお立場や個人のポリシーから判断して多少の不満はあるものの、その総体として最小のところで約束事ができましたことを北海道は誇りに思って良いと考えます。道側のご協力に感謝を申し上げます。

このようなことは本来ならば国が責任を持ってすべきことと判断します。今後、国は正しい情報を伝え、国民にこの技術の理解を深めてもらう方策と、また将来のために既存の農業との共存の方法を真摯に考えてくれますことを強く願っております。

本技術はあくまでも手段であって、私たちが求める目標ではありません。推進、反対、あるいは推進とはいえ慎重な方、それぞれこの技術に対するスタンスは違っていようとも、いずれの方々も北海道農業の発展を願っており、これを大きな目標としているものと信じております。

農業は、経済活動よりも何よりも、人類の生存基盤である命と健康を守る食料とその生産環境にかかわる産業であり、これからも生産者、消費者、流通業者、研究者、行政の皆さんで北海道の農業を守り育てていきたいと考えております。

委員の皆様、ご協力誠にありがとうございました。

それでは、道の方にお返しいたします。

3. 閉 会

羽貝参事：松井座長、本当に大変ありがとうございました。

最後になりますけれども、道産食品安全室東室長よりご挨拶申し上げます。

東室長：遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会、今日で終了するというので、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。本来ならば農政部長が参りましてご挨拶を申し上げるところでございますけれども、私から代わって挨拶をしたいと思っております。

本日は、長時間ご審議、大変ありがとうございました。委員の皆様に対しまして心からお礼を申し上げたいと思っております。

松井座長をはじめ、各委員の皆様には、6月1日第1回から4回にわたって開催した本検討会において、大変ご多忙の中、貴重なご意見を賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

当初2、3か月で終わりたいと思っていたのですが、計算しますと半年近い時間を費やしてしまったと。事務局の不手際も多々ありまして、おわびを申し上げたいと思っております。

この検討会、消費者や生産者、研究者それぞれの立場から様々なご意見を出していただいております。マスコミにも全てオープンということで、こういう環境で、毎回真摯な議論が展開されまして、意義のある検討会であったと考えてございます。

このような中で、松井座長におかれましては、終始この検討会の運営をリードしていただきまして、大変なご苦労、ご心労があったのではないかと思います。重ねて心から感謝したいと思っております。

本日の検討会、とりあえず実施条件の取りまとめをいただいたところでございます。複数の意見があるところもでございます。先ほども説明したとおり、この実施条件につきましては、一般栽培も併せて条例化に向けて、今後作業を進めていきたいと思っております。条例本文でございますとか、あるいは規則、要綱、要領などで運用を決めていかなければならないと思っております。その際には、委員の皆様には、またご相談を申し上げることもございますし、また、それぞれお知らせもして、意見をいただきたいと思っております。最終的には、来年3月に開催される平成17年第1回定例道議会に提案してまいりたいと思っております。

行政はなかなか100点満点ということは難しゅうございまして、特に新しい問題ですとか、それぞれ利害関係がある事柄につきまして、調整をとるということでございますので、なかなか皆さんに満足をいただけるものがないかとも思いますが、ただ、先ほど座長からもお話がございましたけれども、食品でございますとか農業、あらゆる産業全てそうですけれども、国民の健康とか命を犠牲にして進めなければならないものは一つもございませぬので、あくまでもそういうことに配慮して、それが優先でございますので、そのための実施条件を皆さんにご議論いただいたということで、決してどちらかを優先するというのではなくて、国民の健康、命、これを基礎に、これを一番大事なものとして、我々は条例を作ろうとしてございますので、その点は皆様のご理解もいただけるのではないかと思います。

この検討会、本日で最後となりますけれども、何か寂しい気持ちもしますけれども、5回、6回と続ければもっと良い議論ができるのではないかと思いますけれども、時間の制約もございまして。委員の皆様には、今後とも様々な場面でご指導いただくことになると思っておりますので、よろしく願いいたしますと考えてございます。

最後になりますけれども、松井座長をはじめ、委員の皆様にご多大なるご尽力をいただきましたことを改めてお礼を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

羽貝参事：以上をもちまして実施条件検討会を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。